

基総発0724第1号

平成26年7月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

総務課長

平成27年度における労働基準監督署の署長等及び監督課長等の  
要員不足調べについて

労働基準監督官の地域的、年齢的偏在等による労働基準監督署の署長等及び監督課長等（以下、「署長等及び署監督課長等」という。）の要員不足については、依然として所要の対策を必要としている状況にある。

本省においては、これらの要員不足について、昭和61年11月1日付け基庶発第29号「署長等及び第一課長等の要員不足対策について」に基づき対処することを基本としているところである。

については、平成27年度当初において予測される署長等及び署監督課長等の不足状況を本省において把握する必要があるので、別紙「不足状況調査票」により下記に基づき報告されたい。

なお、第2期報告については、第1期報告からの変更点及び当該変更が生じた理由を報告するものとするが、変更点がない場合も、その旨報告されたい。

また、本調査は全労働本部に対して説明済みであるが、各局においても本報告に際し、職員団体に対する説明等について遺漏なきを期されたい。

記

第1期報告（平成26年 8月末現在）

平成26年 9月 5日（金）

第2期報告（平成26年10月末現在）

平成26年11月 7日（金）

(調査票記入要領)

- 1 職名別の不足数欄は次により計上すること。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{職名別の} \\ \hline \text{不足数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{職名別の配付} \\ \hline \text{定数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{左職名の現在} \\ \hline \text{員数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{昇進、退職、転出等} \\ \hline \text{により左職名以外へ} \\ \hline \text{異動する監督官数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{左職名への昇進可} \\ \hline \text{能者数※} \\ \hline \end{array}$$

※ 「左職名への昇進可能者数」には平成18年度以前に採用された監督官を計上すること。ただし、絶対的に不足が見込まれ、昇進について局内の均衡上問題の認められない局にあっては、平成19年度採用監督官まで含めて計上して差し支えないこと。

- 2 不足数が職名別に区分し難い場合は、主たる職名に計上し、備考欄にその他の予定される職名を記入すること。
- 3 第2期報告においては、第1期報告からの変更点及び当該変更が生じた理由を示すこと。(任意様式)

(調査票提出方法)

「不足状況調査票」に必要事項を入力し、各提出期限までにメール(アドレス：  
[REDACTED])により報告すること。なお、報告にかかる様式については、総務情報システムのメールにて総務課長あて別途送付するものを使用すること。

担 当

人事係 長澤、松田

(内線：5411)

# 不足状況調査票

(第 期)

労働局

	職 名	不足数	監 督 署 名	備 考
署 長 等	署長			
	署次長			
	監察監督官			
署 監 督 課 長 等	専門監督官			
	署監督課長			
	主任監督官			
	監督係長(局)			
合 計				

注)主任監督官については、方面まで記入してください。

署長等及び署監督課長等要員不足状況(平成27年1月16日現在)

局名	署長等	署監督課長等	合計
01 北海道			
02 青森		2	2
03 岩手		2	2
04 宮城			
05 秋田		2	2
06 山形	1	3	4
07 福島		2	2
08 茨城	2	3	5
09 栃木	1	2	3
10 群馬		2	2
11 埼玉			
12 千葉			
13 東京			
14 神奈川			
15 新潟			
16 富山			
17 石川			
18 福井	1	1	2
19 山梨			
20 長野		4	4
21 岐阜			
22 静岡			
23 愛知			
24 三重		1	1
25 滋賀			
26 京都			
27 大阪			
28 兵庫			
29 奈良			
30 和歌山	2	1	3
31 鳥取	1	1	2
32 島根	1	4	5
33 岡山			
34 広島			
35 山口			
36 徳島	1		1
37 香川			
38 愛媛			
39 高知		2	2
40 福岡			
41 佐賀			
42 長崎			
43 熊本			
44 大分			
45 宮崎			
46 鹿児島			
47 沖縄		1	1
合計	10	33	43

注1) 「署長等」は署長・署次長・監察監督官を、「署監督課長等」は署監督課長・方面主任監督官・専門監督官・監督係長を表す。

署長等及び署監督課長等要員不足状況(平成27年1月16日現在)

局名	署長	署次長	監察監督官	小計	署監督課長	主任監督官	専門監督官	監督係長	小計	合計	備考
北海道											
青森					1	1			2	2	
岩手					1	1			2	2	
宮城											
秋田					1	1			2	2	
山形	1			1	1	2			3	4	
福島						2			2	2	
茨城	2			2		3			3	5	
栃木	1			1		2			2	3	
群馬					1	1			2	2	
埼玉											
千葉											
東京											
神奈川											
新潟											
富山											
石川											
福井	1			1	1				1	2	
山梨											
長野					2	2			4	4	
岐阜											
静岡											
愛知											
三重					1				1	1	
滋賀											
京都											
大阪											
兵庫											
奈良											
和歌山	2			2		1			1	3	
鳥取	1			1		1			1	2	
島根	1			1	2	2			4	5	
岡山											
広島											
山口											
徳島	1			1							
香川											
愛媛											
高知					1	1			2	2	
福岡											
佐賀											
長崎											
熊本											
大分											
宮崎											
鹿児島											
沖縄					1				1	1	
合計				10					33	43	

注)「署長」欄は、筆頭署名をゴシック書体で示す。  
 注)「主任監」欄の①②... (丸付数字)は、方面を示す。